

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① ☐ カスハラには毅然とした態度で対応し、従業員を保護する旨の方針が周知できている
 - ② ☐ カスハラの内容及びあらかじめ定めた対処の内容が従業員に周知できている
-

◆相談体制の整備

- ③ ☐ 相談窓口を定め、従業員に周知できている
 - ④ ☐ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする
-

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ ☐ 事後、事実関係を迅速かつ正確に確認できている
 - ⑥ ☐ 被害者に対する配慮のための措置を適正に行っている
 - ⑦ ☐ 再発防止に向けた措置を講じている
-

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧ ☐ 特に悪質と考えられるカスハラへの 対処の方針をあらかじめ定め、従業員に周知し、当該対処を行うことができる体制が整備できている
-

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ ☐ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員に 周知できている
 - ⑩ ☐ 相談したこと等を理由として不利益 な取扱いをされない旨を定め、従業員に周知・啓発できている
-